

令和3年度

三笠市財政健全化審査意見書  
及び

三笠市経営健全化審査意見書

三笠市監査委員

三 監 第 20 号  
令和4年8月24日

三笠市長 西城賢策 様

三笠市監査委員 鈴木信之  
三笠市監査委員 谷津邦夫

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
令和3年度財政健全化及び経営健全化の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び同法第22条の規定により、  
令和3年度の財政健全化及び経営健全化について審査した結果、別紙のとおり意見を  
提出する。

# 目 次

1	令和3年度 三笠市財政健全化審査意見書 .....	1
2	令和3年度 三笠市水道事業会計経営健全化審査意見書 .....	3
3	令和3年度 三笠市下水道事業会計経営健全化審査意見書 .....	4
4	令和3年度 市立三笠総合病院事業会計経営健全化審査意見書 .....	5

## 【参考資料】

	令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率の概要 .....	6
--	--------------------------------	---

# 令和3年度 三笠市財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和3年度 の決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月19日までの間

## 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 %)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準
(1) 実質赤字比率	-	15.00
(2) 連結実質赤字比率	-	20.00
(3) 実質公債費比率	9.2	25.0
(4) 将来負担比率	24.6	350.0

(注) 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「-」で表記。

※ 参 考 （各比率の推移）

(1) 実質赤字比率

(単位 %)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
—	—	—	—	—	—

(2) 連結実質赤字比率

(単位 %)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
—	—	—	—	—	—

(3) 実質公債費比率

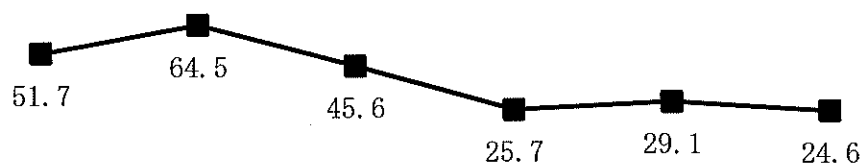
(単位 %)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6.3	6.5	7.4	8.0	8.7	9.2

(4) 将来負担比率

(単位 %)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
51.7	64.5	45.6	25.7	29.1	24.6



# 令和3年度 三笠市水道事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和3年度 の決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月19日までの間

## 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 %)

比 率 名	令 和 3 年 度	経 営 健 全 化 基 準
(1) 資 金 不 足 比 率	—	20.0

(注) 資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

### ※ 参 考 (比率の推移)

(単位 %)

比 率 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資 金 不 足 比 率	—	—	—	—	—

# 令和3年度 三笠市下水道事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和3年度 の決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月19日までの間

## 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 %)

比 率 名	令 和 3 年 度	経営健全化基準
(1) 資金不足比率	—	20.0

(注) 資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

### ※ 参考 (比率の推移)

(単位 %)

比 率 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金不足比率	—	—	—	—	—

# 令和3年度 市立三笠総合病院事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和3年度 の決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月19日までの間

## 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 %)

比 率 名	令 和 3 年 度	経営健全化基準
(1) 資金不足比率	—	20.0

(注) 資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

### ※ 参考 (比率の推移)

(単位 %)

比 率 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資金不足比率	—	—	—	—	—



【参考資料】令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の財政の主要な部分である一般会計や一部の特別会計（一般会計等）の赤字額の標準財政規模に対する比率。赤字の程度を把握するための指標である。歳出に対する歳入の不足額（赤字）を標準財政規模で除して算出する。

地方公共団体の会計は、本来均衡することが原則であり、赤字が生じた場合は、早急に、その原因を明らかにし、計画的に解消する必要がある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額

【R3年度決算】

繰上充用額 △182,973 千円

(内訳) 繰上充用額 = A - {(B + C + D) - E}

ただし、この算出結果が正（黒字）の場合、会計上の繰上充用額は生じないのでマイナス表記する。（負の場合はプラス表記）

A：歳入歳出差引額 185,841 千円

B：継続費通次繰越額 0 千円

C：繰越明許費繰越額 98,090 千円

D：事故繰越繰越額 0 千円

E：AからD及び支払繰延額、事業繰越額に係る未収入特定財源 95,222 千円

支払繰延額 0 千円

事業繰越額 0 千円

分子計（繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額） △182,973 千円 （実質黒字）

分母（標準財政規模） 5,001,275 千円

実質赤字比率 - % (△3.65)

※ 実質赤字額マイナス（実質黒字）のため、実質赤字比率は「-」で表記。

※ R2年度比率 -% (△2.68)

## (2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の財政の主要な部分である一般会計のほか、特別会計（企業会計含む）を含めた全会計の実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。これは、企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響をとらえる必要があることから、実質赤字比率の考え方を企業会計等を含めた全会計に広げたもので、市全体の赤字の程度を把握するため新たに導入された指標である。会計間の繰り入れ、繰出しによる影響を受けない利点がある。全ての会計の赤字額と黒字額の要素を合算し、標準財政規模で除して算出する。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (A + B) - (C + D)$$

A：一般会計等及び企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B：企業会計のうち、資金不足を生じた会計の資金不足額の合計額

C：一般会計等及び企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D：企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額

### 【R3 年度決算】

Aの額	0千円	
Bの額	0千円	
Cの額	287,162千円	
Dの額	395,530千円	
分子計 (A+B) - (C+D)	<u>△682,692千円</u>	(実質黒字)
分母 (標準財政規模)	<u>5,001,275千円</u>	
連結実質赤字比率	<u>－ %</u>	(△13.65)

※ 連結実質赤字額マイナス（実質黒字）のため、連結実質赤字比率は「－」で表記。

※ R2 年度比率 ー% (△12.73)

### (3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、地方公共団体に毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充当されたものの標準財政規模に対する比率。公債費は、義務的・固定的経費であり、本市の財政圧迫要因の一つであるが、この指標は、こうした観点から資金繰りの程度を示す。公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模で除し、3か年の平均値により算出する。

地方財政法第5条の4に基づき、地方債の協議・許可制度において既に用いられている指標であり、この実質公債費比率が18%を超えると許可団体となり、25%を超えると単独事業等の起債が制限され、35%を超えるとさらに公共事業等に係る起債が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

(3か年平均)

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準じるもの（「準元利償還金」以下、アからオ）

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還相当額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計（公営事業会計）への繰出金のうち公営事業債の償還に充てたと認められるもの

ウ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額



B：充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額

### 【R3年度決算】

Aの額	13,921,421千円
Bの額	3,940,684千円
Cの額	1,733,358千円
Dの額	7,198,941千円
<u>分子計 A-(B+C+D)</u>	<u>1,048,438千円</u>
標準財政規模	5,001,275千円
Eの額	748,279千円
<u>分母(標準財政規模-E)</u>	<u>4,252,996千円</u>
<u>将来負担比率</u>	<u>24.6%</u>

### A 将来負担額（内訳）

アの額	10,557,153千円	(構成比 75.8%)
イの額	0千円	( " - )
ウの額	2,319,800千円	( " 16.7%)
エの額	0千円	( " - )
オの額	1,044,468千円	( " 7.5%)
カの額	0千円	( " - )
キの額	0千円	( " - )
クの額	0千円	( " - )
<u>計</u>	<u>13,921,421千円</u>	<u>( " 100.0%)</u>

※ R2年度比率 29.1%

## 2 資金不足比率について

### (1) 公営企業ごとの財政指標

公営企業については、財政健全化法で本体である自治体とは別に経営状況を判断する指標を設け、公営企業ごとに算定することとしている。

公営企業については、指標の算定、監査委員の審査、議会への報告、指標の公表が行われ、指標がある一定以上の水準を超える場合には、経営健全化に向けた措置をとるとされているなど、本体の自治体と同様の枠組みがとられている。

### (2) 資金不足比率の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額、事業の規模の算定についてはいずれも政令に委ねられており、政令では地方公営企業法の適用の有無により、次のように規定されている。

資金の不足額	
(法適用)	A：流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－控除引当金等－PFI 建設事業費等＋B：算入地方債の現在高－C：流動資産－控除財源－控除額＋貸倒引当金（－D：解消可能資金不足額）
(法非適用)	A：歳出額＋B：算入地方債の現在高－C：歳入額－平成 28 年度に繰り越すべき財源（－D：解消可能資金不足額）
事業規模	
(法適用)	S：営業収益の額（＋s：指定管理者の利用料金収入の額）－T：受託工事収益の額
(法非適用)	S'：営業収益に相当する収入の額（＋s：指定管理者の利用料金収入の額）－T'：受託工事収益に相当する収入の額

#### ※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。次の 3 つのいずれかの算定方法がある。

ア 累積償還・償却差額算定方式

イ 減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式

ウ 個別計画策定算定方式／基礎控除額算定方式

### (3) 経営健全化基準の意味

経営健全化基準は、自治体の早期健全化基準に相当するものである。この基準を超えた場合は、経営状況の早期健全化に向け、自主的な改善努力による経営状況の改善が必要となる段階であることを意味する。

経営健全化基準は、資金不足比率が 20%と定められている。これを超えた場合には本体の自治体が早期健全化基準を超えた場合と同様、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を策定することが必要となる。

【R3 年度決算 水道事業会計】(法適用)

Aの額	79,684 千円	
Bの額	0 千円	
Cの額	127,132 千円	
Dの額	0 千円	
分子計 A+B-C (-D)	△47,448 千円	(資金剰余額)
Sの額	257,742 千円	
Tの額	0 千円	
分母 (S-T)	257,742 千円	
資金不足比率	-	%

※ 資金不足額が発生しないため、資金不足比率は「-」で表記。

※ R2 年度比率 -%

【R3 年度決算 下水道事業会計】(法適用)

Aの額	100,927 千円	
Bの額	0 千円	
Cの額	344,887 千円	
Dの額	0 千円	
分子計 A+B-C (-D)	△243,960 千円	(資金剰余額)
Sの額	239,293 千円	
Tの額	0 千円	
分母 (S-T)	239,293 千円	
資金不足比率	-	%

※ 資金不足額が発生しないため、資金不足比率は「-」で表記。

※ R2 年度比率 -%

【R3 年度決算 病院事業会計】(法適用)

Aの額	210,524 千円	
Bの額	0 千円	
Cの額	314,646 千円	
Dの額	0 千円	
分子計 A+B-C (-D)	△104,122 千円	(資金剰余額)
Sの額	955,505 千円	
Tの額	0 千円	
分母 (S-T)	955,505 千円	
資金不足比率	-	%

※ 資金不足額が発生しないため、資金不足比率は「-」で表記。

※ R2 年度比率 -%